

## 18. 選挙人名簿抄本の閲覧に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、滝川市選挙事務取扱規程（平成元年滝川市選挙管理委員会告示第14号）第13条及び第16条の7の規定に基づき、滝川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2及び第28条の3の規定による選挙人名簿の抄本（同法第30条の12において準用する同法第28条の2及び第28条の3の規定による在外選挙人名簿の抄本を含む。以下「抄本」という。）の閲覧に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の範囲)

第2条 抄本の閲覧は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の各号のいずれかに該当する場合であって、その旨の申出があったときに認めるものとする。

- (1) 選挙人が特定の者の選挙人名簿の登録の有無を確認するとき。
- (2) 公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）又は政党その他の政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条により届出済みの団体をいう。以下同じ。）が政治活動（選挙運動を含む。）のため利用するとき。
- (3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために必要であるとき。

(閲覧の拒否等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、抄本の閲覧を拒み、中止し、又は制限することができる。

- (1) 営利上の目的に利用されるおそれがあるとき。
- (2) 個人の基本的な権利又はプライバシーの侵害等につながる不当な目的その他閲覧制度の趣旨を逸脱した不当な目的のために利用されるおそれがあるとき。
- (3) 閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあるとき。
- (4) 抄本の閲覧の目的を明らかにしないとき。
- (5) 多数の者が一時に抄本の閲覧の申出をし、その使用が競合するとき。
- (6) 委員会の事務に支障があると認められたとき。
- (7) 委員会の指示事項に従わないとき。

(閲覧の申出)

第4条 抄本を閲覧しようとする者は、委員会開催日の2日前までに委員会に所定の申出書を提出し、委員会の承認を得なければならない。

- 2 第2条第1号の規定により抄本を閲覧しようとする者は、選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 第2条第2号の規定により抄本を閲覧しようとする者は、選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（別記第2号様式）を提出し、必要に応じ、候補者閲覧事項取扱者に関する申出書（別記第3号様式）又は承認法人に関する申出書（別記第4号様式）を提出しなければならない。
- 4 第2条第3号の規定により抄本を閲覧しようとする者は、選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）（別記第5号様式）を提出し、必要に応じ、個人閲覧事項取扱者に関する申出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。
- 5 委員会は、抄本を閲覧しようとする者に対し、身分を証明する書面の提示を求めることができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、委員会が必要があると認めるときは、抄本を閲覧しようとする者に対し、関係書類等の提出を求めることができる。

(閲覧の場所及び時期)

第5条 抄本の閲覧は、委員会が指定する場所において、執務時間内に行われなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 抄本の閲覧は、原則として読取り又は筆記に限るものとする

- 2 抄本を閲覧する者は、抄本を丁重に扱い、破損、汚損、加筆等をしてはならない。

(閲覧者の責務)

第7条 抄本の閲覧の承認を受けた者及び閲覧をした者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧によって作成した資料を閲覧の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(委員会に対する報告)

第8条 閲覧者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会に書面をもって報告しなければならない。

- (1) 抄本の記載事項に脱漏、誤載又は誤記があると発見したとき。
- (2) 閲覧の目的の事務事業又は調査活動が終了し、その結果について調査書等を作成したとき。
- (3) 委員会から閲覧によって作成した資料の所持、保管状況等について照会があったとき。

(閲覧資料の返還)

第9条 委員会は、閲覧者が公職選挙法及びこれに基づく命令並びにこの要領に違反した場合は、閲覧によって作成した資料のすべてについて返還を求めることができる。

(閲覧の公表)

第10条 委員会は、毎年1回閲覧の状況について申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要を公表するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月22日から施行する。